

令和2年度

委託番号 第 502 -451号

いなべ整理所除草業務委託仕様書

令和2年度	第502 -451号	委託仕様書	
委託業務名	いなべ整理所除草業務		
委託業務施行場所	いなべ市北勢町東貝野 地内		
工 種	除草作業工		
業務委託料	¥ _____	[内、消費税及び地方消費税額	¥ _____
履行期間	契約の日 から 令和2年11月30日		
	事業の概要		作業概要
	いなべ整理所敷地内の除草作業を3回行う <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 除草工 3,663 m² </div>		
備 考			

明 細 書

設計内訳表

費目	工事区分	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	施設維持			式				
		除草工		式	1.000			
			敷地除草工	式	1.000			第 0001 号 明細表
直接工事費計				式	1.000			
間接工事費								
	共通仮設費							
		共通仮設費 (率計上額)		式	1.000			
	共通仮設費計			式	1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
純工事費				式				
					1.000			
現場管理費				式				
					1.000			
工事原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
工事価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 敷地除草工

1 式
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

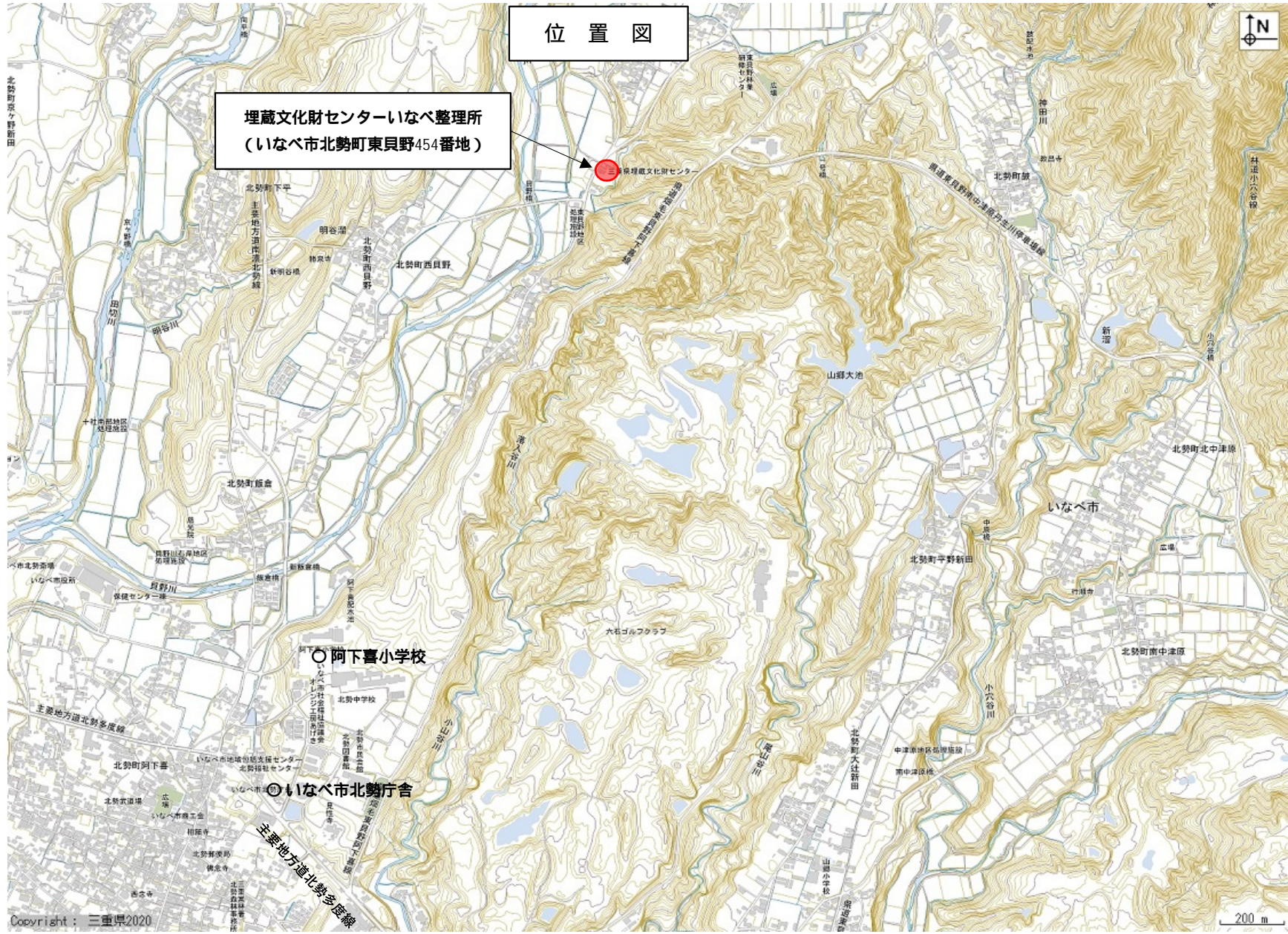
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械除草 (肩掛式) ・ 集草 ・ 積込運搬 (施工ハッケージ) 飛び石防護無し タンクトラック	m2				CB432160 (0001)
		3,663.000			
刈草処分費	式				
		1.000			
合 計					

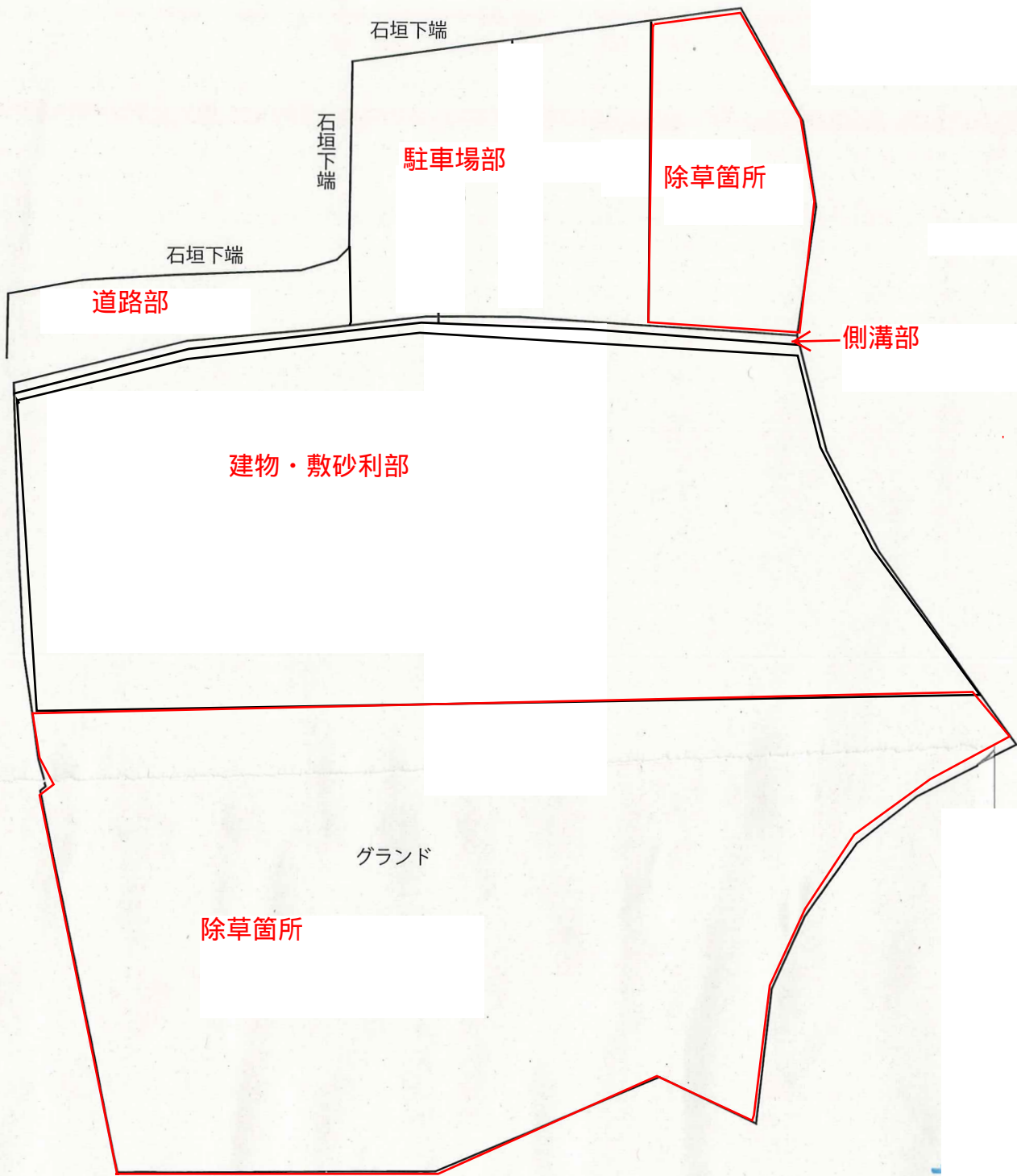
施工パッケージ単価一覧表

単価コード	施工名称	単位	標準単価	積算単価	条件名称	条件値
CB432160(0001)	機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬（施工パッケージ）	m2			飛び石防護の有無	飛び石防護無し
					運搬機械選定	ダンプトラック

数量計算書

添付図面





敷地面積 $A = 2,814.8 \text{ m}^2$

控除面積 $A = 1,593.75 \text{ m}^2$

道路部 $A = 90.0 \text{ m}^2$

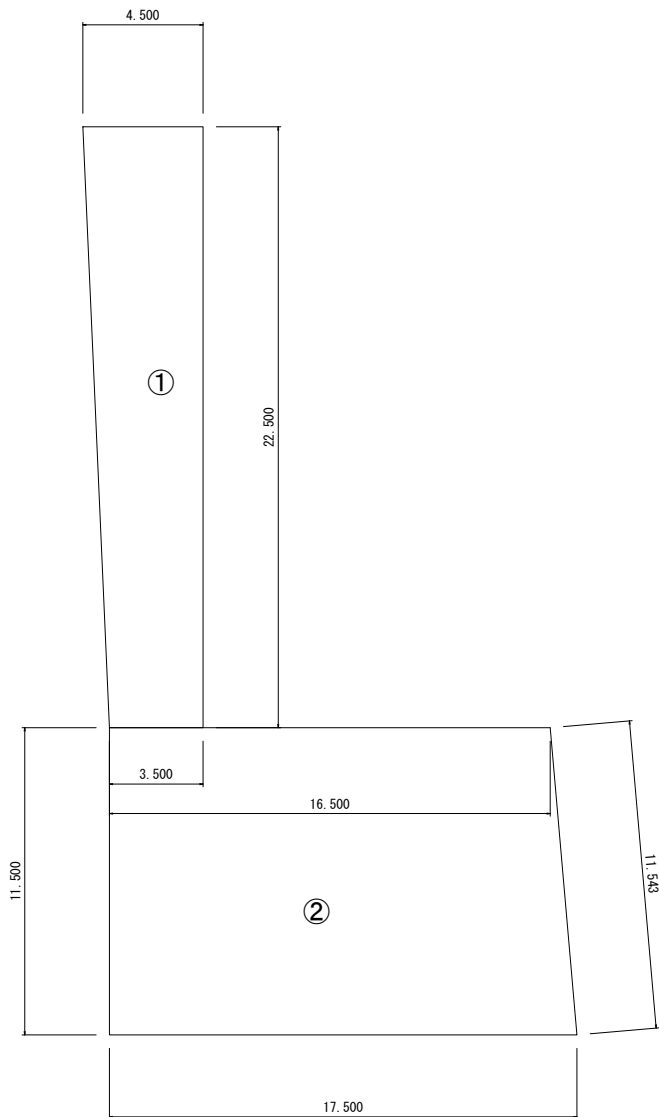
駐車場部 $A = 195.5 \text{ m}^2$

側溝部 $A = 26.25 \text{ m}^2$

建物・敷砂利部 $A = 1,282.00 \text{ m}^2$

1回あたり除草面積 $A = 1,221.05 \text{ m}^2$

のべ除草面積 $A = 1,221 \times 3 \text{回} = 3,663 \text{ m}^2$



①道路部 $A=90.0\text{ m}^2$

②駐車場部 $A=195.5\text{ m}^2$

③側溝部 $A=26.25\text{ m}^2$

計 $A=311.75\text{ m}^2$

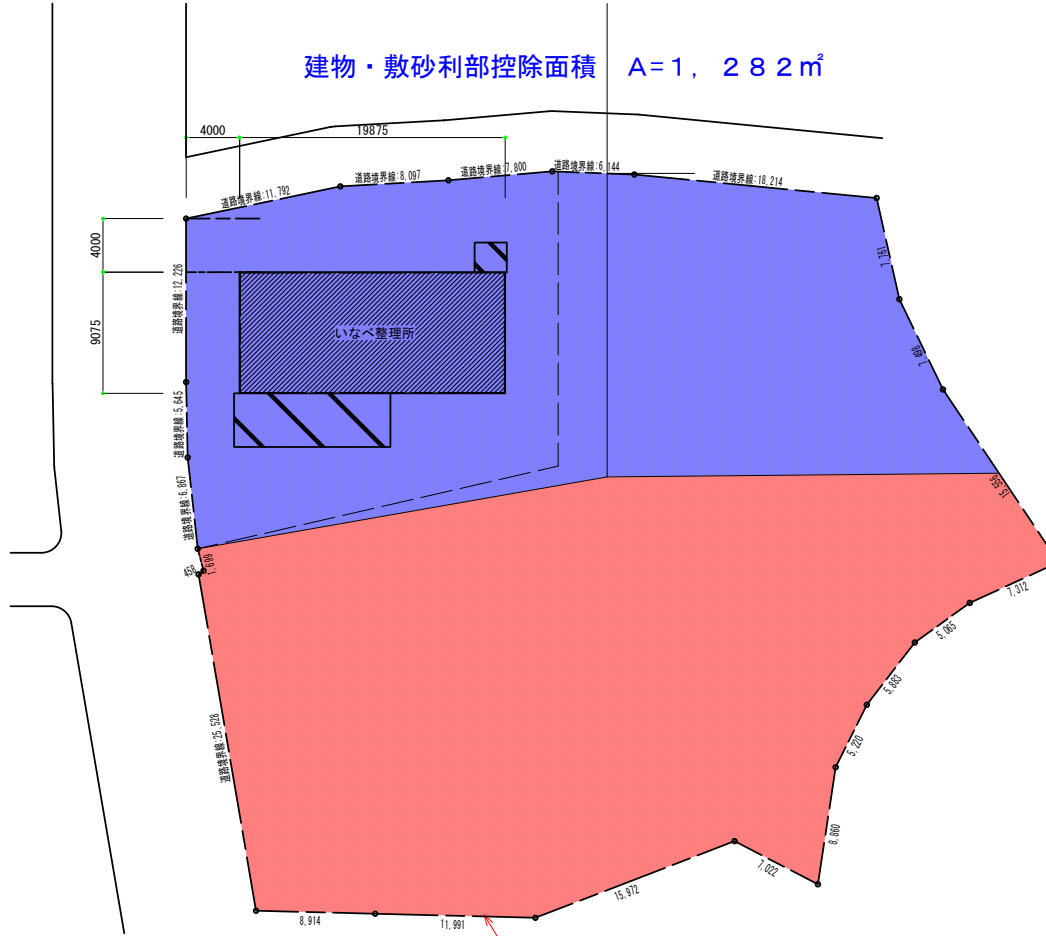
③

0.500

52.500



建物・敷砂利部控除面積 $A=1,282\text{m}^2$



仕 様 書

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和2年度 いなべ整理所除草業務委託
- 2 委 託 期 間 契約締結の日から令和2年11月30日
- 3 業務施行場所 いなべ市北勢町東貝野454 三重県埋蔵文化財センターいなべ整理所
- 4 見積提出期限 令和2年5月25日(月) 午後3時まで
- 5 業 務 概 要
 - (1) 業 務 日 三重県の休日を守る条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項に定める休日を除く日で、工期内に3回(1回目は6月頃、2回目は8月頃、3回目は10月頃)
 - (2) 業務時間 午前8時30分~正午、午後1時~午後5時15分内の適時
 - (3) 人 員 数名
 - (4) 業務内容
 - ・いなべ整理所敷地内の除草作業
 - ・除草作業に伴うごみの運搬及び処理
- 6 業務内容
 - (1) 作業計画

除草実施にあたっては、必ず実施前に監督員と打ち合わせおよび現地立ち会いを行い、承諾を得てから作業を行うこと。

除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付けおよび清掃まで完了させること。

除草作業中は、バリケード、セフティコーン、標識等を必要に応じて用い、周囲に対して安全を図らなければならない。なお、建物施設及び配線配管類を損傷した場合は、受注者の責において補償等を行うこと。

除草作業中は飛び石に細心の注意を図るとともに、必要に応じて飛散防止幕等を用いて対策を講じること。なお、駐車車両及び通過車両を損傷した場合は、受注者の責において補償等を行うこと。
 - (2) 除草作業

除草は刈り残しのないよう行い地上5cm程度に刈り取るもので、刈り取った草は片付けむらがないよう速やかに処理しなければならない。

除草に先立ち、立竹木の伐採を行うとともに、空き缶等異物を除去しなければならない。

除草各回の実施後に、受託者立会いのもと現場確認を行うものとする。
 - (3) 出来高の確認資料

現場写真は、施工の場所および規模が判別できるものとし、同一位置からの業務の着手前、作業中および完了後撮影したものを提出するものとする。

その他出来高の確認に必要な資料は業務施工のつど正確に記入し、整備し、提出するものとする。

(4) 廃棄物の処理

業務施工に伴い発生する空き缶、刈り取った草木等の廃棄物は、受託者の責任において処理するものとし、処理にあたっては第三者への損害および公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。

7 そ の 他

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じます。